



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

今回は、相続の時に非常に重要な遺言書について見てみます。

家庭裁判所に持ち込まれる遺産相続争いの多くは、正式な遺言書がないためだといわれます。子孫の幸福となるべき遺産が、骨肉の争いを引き起こし、不幸の原因となってはたまりません。遺言書は遺産をめぐるトラブルを防ぐ最善の方法です。なぜなら、遺産分割に際しては遺書による指定が最優先されるからです。

結論から言えば公正証書の遺言を作っておくべきです。当事務所でも今までに20名近くの方の公正証書遺言書の作成の取組み、公証役場での事前打合せ、日時の手配、立会人(2名)の準備を依頼されています。

また、その後遺言者がお亡くなりになり、相続申告や、預金の解約、株式の名義変更、不動産の相続登記の手続きもさせていただいておりますが、今のところ特に大きなトラブルは発生しておりません。

(1) 遺言の方式

満15才以上なら誰でも遺言できます。ただし、法律で定めた一定の方式が必要です。

自筆証書遺言 (全文を自分で書く一番簡単なもの)

公正証書遺言 (公証人に作成を依頼するもの)

秘密証書遺言 (遺言を他人に知られたくない場合に行う)

危急者遺言 (死期が迫っている危急の場合に行う)

隔離者遺言 (伝染病患者や船舶での航海中の人が行う)

この中でもっとも安全で確実な遺言といえるのは、公証人が公正証書として作成する公正証書遺言です。これは、原本が公証役場に保管されるので、紛失・変造の心配がなく、また、公証人が作成するので無効のおそれもないからです。

(2) この公正証書遺言は、次のようにして行います。

- 1) 2人以上の証人(立会人)が立ち会う。
- 2) 遺言者が遺言の内容を公証人に口授する。
- 3) 証人と遺言者は公証人により筆記された遺言を承認し、署名押印する。
- 4) 遺留分がある場合には、特に注意が必要

ただし未成年者や利害関係のからむ人は証人になれません。なお、民法で遺言の証人または立会人になれないと定められている人は次のような人たちです(民法974)。

未成年者

推定相続人(遺言者が亡くなったら相続人になれる立場にある人)、受遺者(遺言により財産を貰う人)及びその配偶者並びに直系血族

(3) 遺言をしておきたいケース

- 1) 特定の人に財産を残したい人
- 2) 事業の後継者を作りたい人
- 3) 公益事業に寄付したい人
- 4) 相続人の内に子供又は、兄弟姉妹等の平等の権利を持った人が2人以上いる場合
- 5) 内縁の妻がいる場合
- 6) **相続人がいない場合**(故人の意思に関係なく、あったこともない従兄弟などが出てきて特別縁故者として裁判所に財産の相続を請求することもあります)

以上簡単にご説明しましたが、不明な点がありましたらお気軽にご相談ください。